

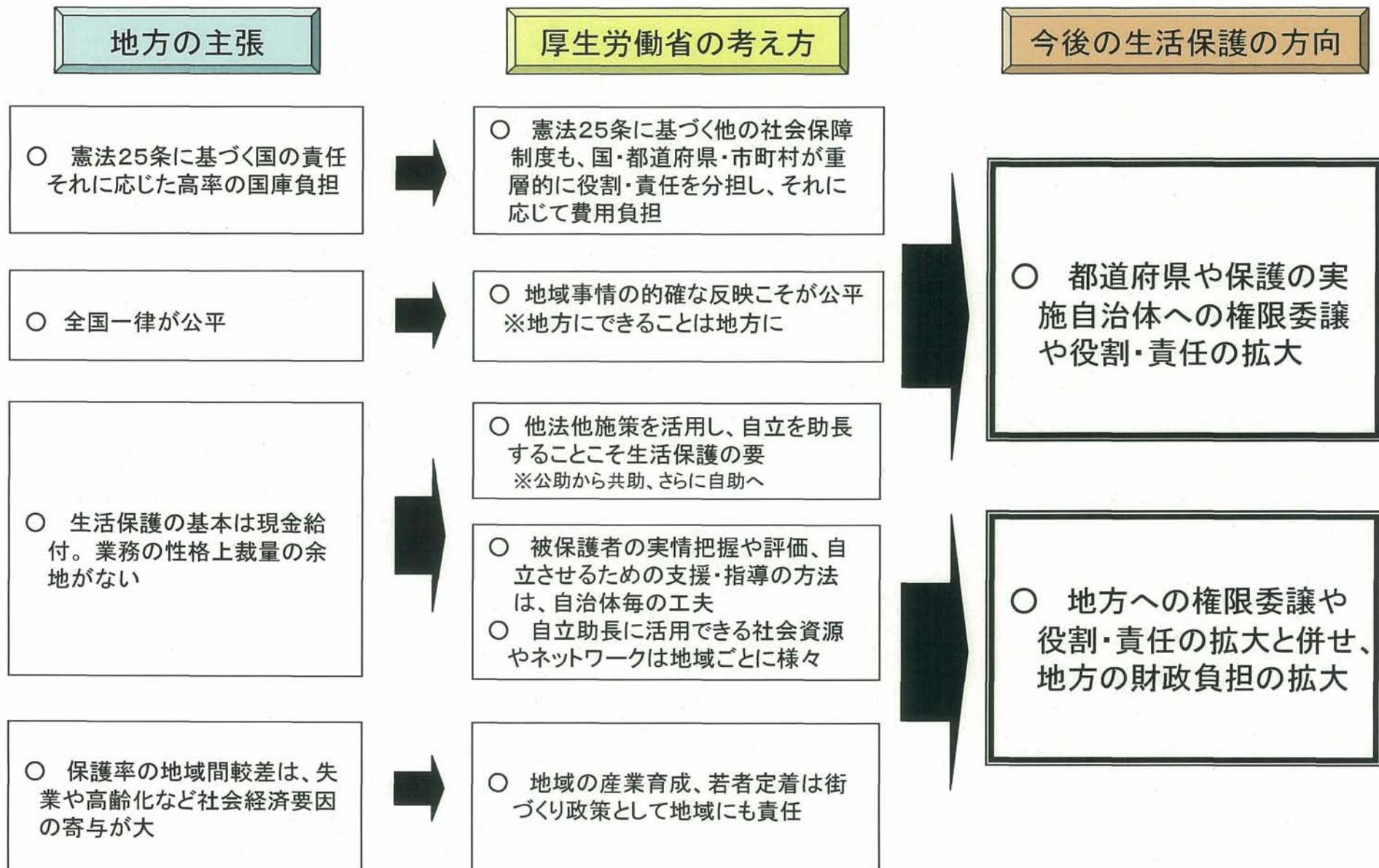
資料6  
(第6回協議会提出資料)

# 生活保護及び児童扶養手当の 見直し案

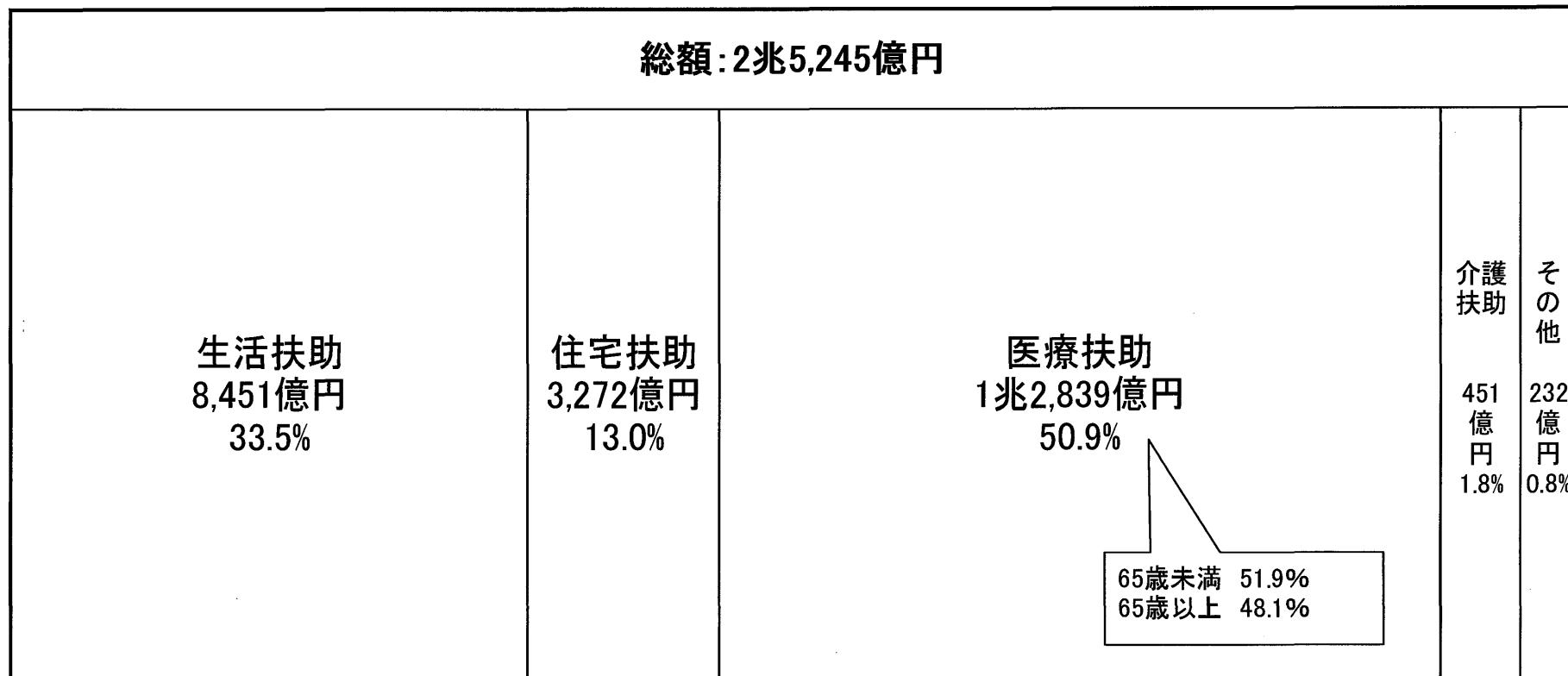
厚生労働省

平成17年11月4日

## 生活保護制度における国と地方の役割



## 保護費の総額及び扶助の種別等の構成



# 生活保護の課題と今後の方向

## 課題

- 生活保護を適正・的確かつ公平に実施するためには、国・都道府県・保護の実施自治体が重層的に役割・責任を分担することが必要
  - ・ 保護基準等は、地域事情を的確に反映したものであるべき
- ※ 地方にできることは地方に

- 他法他施策を積極的に活用し、被保護者の自立を助長することこそ生活保護の要
  - ・ 被保護者の実情把握や評価、自立のための支援・指導の方法は自治体毎の工夫
  - ・ 自立助長に活用できる社会資源やネットワークは地域ごとに様々
- ※ 公助から共助、さらに自助へ

## 今後の基本方向

### ～生活保護の抜本的改革～

- 都道府県や保護の実施自治体への権限委譲や役割・責任の拡大
- これと併せ、地方の財政負担の拡大
  - ・ 権限や役割・責任に応じた負担
  - ・ 他法他施策の国庫負担率・補助率との整合

#### 【具体的方向】

- ・ 生活扶助基準や住宅扶助基準の設定権限の地方への委譲
- ・ 国庫負担率  $3/4 \rightarrow 1/2$
- ・ 住宅扶助の一般財源化
- ・ 都道府県負担の導入

これにより、国と自治体が一体となった適正な保護政策の実施が可能に

## 三位一体の改革

- ・ 地方の裁量拡大
- ・ 税源移譲

「地方にできる」とは地方に[